

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年5月17日

【発行者名】 積水ハウス・リート投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 井上 順一

【本店の所在の場所】 東京都港区元赤坂一丁目6番6号

【事務連絡者氏名】 積水ハウス投資顧問株式会社  
取締役管理本部長 木田 敦宏

【電話番号】 03-6447-4870

【届出の対象とした募集内国  
投資証券に係る投資法人の  
名称】 積水ハウス・リート投資法人

【届出の対象とした募集内国  
投資証券の形態及び金額】 形態：投資証券  
発行価額の総額：その他の者に対する割当 590,241,600円

安定操作に関する事項 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年5月9日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、平成28年5月17日開催の本投資法人役員会において発行価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）

（3）発行数

（4）発行価額の総額

（5）発行価格

（15）手取金の使途

#### 第5 募集又は売出しに関する特別記載事項

オーバーアロットメントによる売出し等について

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第一部【証券情報】

## 第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

## (3)【発行数】

&lt;訂正前&gt;

(前略)

(注2) 割当予定先の概要及び本投資法人と割当予定先との関係等は、以下のとおりです。

割当予定先の氏名又は名称		野村證券株式会社	
割当口数		4,800口	
払込金額		590,049,600円	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
	代表者の氏名	代表執行役社長 永井 浩二	
	資本金の額	10,000百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主	野村ホールディングス株式会社 100%	
本投資法人との関係	出資関係	本投資法人が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している本投資口の数 (平成27年10月31日現在)	1,395口
	取引関係	一般募集(後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」に定義されます。以下同じです。)の共同主幹事会社です。	
	人的関係	-	
本投資口の保有に関する事項		-	

(注) 払込金額は、平成28年4月26日(火)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

&lt; 訂正後 &gt;

( 前略 )

(注2) 割当予定先の概要及び本投資法人と割当予定先との関係等は、以下のとおりです。

割当予定先の氏名又は名称		野村證券株式会社	
割当口数		4,800口	
払込金額		590,241,600円	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
	代表者の氏名	代表執行役社長 永井 浩二	
	資本金の額	10,000百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主	野村ホールディングス株式会社 100%	
本投資法人との関係	出資関係	本投資法人が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している本投資口の数 (平成27年10月31日現在)	1,395口
	取引関係	一般募集(後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」に定義されます。以下同じです。)の共同主幹事会社です。	
	人的関係	-	
本投資口の保有に関する事項		-	

(注)の全文削除

## (4) 【発行価額の総額】

&lt; 訂正前 &gt;

590,049,600円

(注) 発行価額の総額は、平成28年4月26日(火)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

&lt; 訂正後 &gt;

590,241,600円

(注)の全文削除

## (5) 【発行価格】

&lt; 訂正前 &gt;

未定

(注) 発行価格は、平成28年5月17日(火)から平成28年5月20日(金)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」といいます。)に一般募集において決定される発行価額(本投資法人が引受人より受け取る投資口1口当たりの払込金額)と同一の価格とします。

&lt; 訂正後 &gt;

122,967円

(注) 発行価格は、平成28年5月17日(火)(以下「発行価格等決定日」といいます。)に決定されました。

## (15) 【手取金の使途】

## &lt;訂正前&gt;

本件第三者割当における手取金上限590,049,600円については、手元資金とし、支出するまでの間は金融機関に預け入れ、将来の借入金の返済資金の一部又は将来の特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。)の取得資金の一部に充当する予定です。また、一般募集における手取金11,702,650,400円については、後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 2 投資対象 (1) 取得予定資産の概要」に記載の本投資法人が取得を予定している特定資産(以下「取得予定資産」といいます。)の取得資金の一部に充当する予定です。

(注) 本件第三者割当及び一般募集による新投資口発行の手取金は、平成28年4月26日(火)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

## &lt;訂正後&gt;

本件第三者割当における手取金上限590,241,600円については、手元資金とし、支出するまでの間は金融機関に預け入れ、将来の借入金の返済資金の一部又は将来の特定資産(投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。)の取得資金の一部に充当する予定です。また、一般募集における手取金11,706,458,400円については、後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 2 投資対象 (1) 取得予定資産の概要」に記載の本投資法人が取得を予定している特定資産(以下「取得予定資産」といいます。)の取得資金の一部に充当する予定です。

(注)の全文削除

## 第5【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### オーバーアロットメントによる売出し等について

#### <訂正前>

(1) 本投資法人は、平成28年5月9日(月)開催の本投資法人役員会において、本件第三者割当とは別に、本投資口95,200口の一般募集(以下「一般募集」といい、本件第三者割当と併せて「本募集」といいます。)を行うことを決議していますが、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の事務主幹事会社である野村證券株式会社が積水ハウス株式会社(以下「積水ハウス」ということがあります。)から4,800口を上限として借り入れる本投資口の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。

本件第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が積水ハウスから借り入れた本投資口(以下「借入投資口」といいます。)の返還に必要な本投資口を野村證券株式会社に取得させるために行われます。

また、野村證券株式会社が、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成28年6月14日(火)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。)、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け(以下「シンジケートカバー取引」といいます。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(後略)

#### <訂正後>

(1) 本投資法人は、平成28年5月9日(月)開催の本投資法人役員会において、本件第三者割当とは別に、本投資口95,200口の一般募集(以下「一般募集」といい、本件第三者割当と併せて「本募集」といいます。)を行うことを決議していますが、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集の事務主幹事会社である野村證券株式会社が積水ハウス株式会社(以下「積水ハウス」ということがあります。)から借り入れる本投資口4,800口の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行います。

本件第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が積水ハウスから借り入れた本投資口(以下「借入投資口」といいます。)の返還に必要な本投資口を野村證券株式会社に取得させるために行われます。

また、野村證券株式会社が、平成28年5月20日(金)から平成28年6月14日(火)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。)、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け(以下「シンジケートカバー取引」といいます。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(後略)